

議第286号

損害賠償の額の決定について

損害賠償の額を次のように定める。

平成28年 2月24日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

損 害 賠 償 額	12,154,243円 ただし、土地の購入に係る借入金の利息に関する賠償額について余剰が生じたときは、これを返還させるものとする。	
損 害 の 概 要	種 別	職員の誤教示による損害
	当該誤教示を行った日	平成27年 1月19日
	被 害 者	京都市西京区松室吾田神町271番地 株式会社エバーラスティング
	損 害 の 程 度	土地の売却損、土地の購入に係る経費その他当該土地における老人デイサービスセンターの開業の準備に要した費用及び土地の売却に係る経費

提案理由

損害賠償の額を定める必要があるので提案する。